



鳥取県公報

平成15年4月16日(水)
号外第68号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則 (49) (森林保全課)	2
告 示	鳥取県税条例第158条第1項に規定する関係書類の様式の一部改正 (251) (税務課)	35

= 公布された規則のあらまし =

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

1 趣旨 (第1条関係)

この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (以下「法」という。) 及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則 (以下「省令」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。

2 鳥獣捕獲等許可申請書 (第2条関係)

鳥獣の捕獲等に係る許可申請書の様式を定める事とした。

3 鳥獣捕獲等従事者証交付申請書 (第3条関係)

鳥獣の捕獲等に係る従事者証の交付申請書の様式を定める事とした。

4 許可証等再交付申請書 (第4条関係)

許可証等の再交付に係る申請書の様式を定める事とした。

5 許可証等亡失届出書 (第5条関係)

許可証等の亡失に係る届出は、4の様式を提出してしなければならない事とした。

6 指定猟法許可申請書 (第6条関係)

指定猟法の許可に係る申請書の様式を定める事とした。

7 鳥獣飼養登録申請書 (第7条関係)

鳥獣の飼養登録に係る申請書の様式を定める事とした。

8 鳥獣飼養登録有効期間更新申請書 (第8条関係)

鳥獣の飼養登録に係る有効期間の更新申請は、鳥獣飼養登録有効期間更新申請書を提出してしなければならない事とした。

9 登録鳥獣譲受 (引受) 届出書 (第9条関係)

登録鳥獣の譲受け又は引受けに係る届出書の様式を定める事とした。

10 販売禁止鳥獣等販売許可申請書 (第10条関係)

販売禁止の鳥獣等の販売に係る許可申請書の様式を定める事とした。

11 特別保護地区内において許可を要しない行為 (第11条、別表関係)

特別保護地区内において許可を要しない行為を定める事とした。

12 特別保護地区内行為許可申請書 (第12条関係)

特別保護地区内における行為に係る許可申請書の様式を定める事とした。

13 身分証明書 (第13条関係)

実地調査をする職員が携帯し、及び提示しなければならない証明書の様式を定める事とした。

- 14 銃猟制限区域内銃猟承認申請書 (第14条関係)
銃猟制限区域内における銃猟の承認申請書の様式を定めることとした。
- 15 狩猟免許申請書 (第15条関係)
狩猟免許に係る申請書の様式を定めることとした。
- 16 狩猟免許等記載事項変更届出書 (第16条関係)
狩猟免許等の記載事項の変更に係る届出書の様式を定めることとした。
- 17 狩猟免許更新申請書 (第17条関係)
狩猟免許に係る更新申請書の様式を定めることとした。
- 18 狩猟者登録申請書 (第18条関係)
狩猟者の登録に係る申請書の様式を定めることとした。
- 19 狩猟者登録変更申請書 (第19条関係)
狩猟者の登録変更に係る登録申請書の様式を定めることとした。
- 20 網等の猟具の標識 (第20条関係)
猟具ごとに表示しなければならない標識の様式を定めることとした。
- 21 猟区狩猟管理認可申請書 (第21条関係)
猟区の狩猟管理に係る認可申請書の様式を定めることとした。
- 22 猟区管理規程変更等認可申請書 (第22条関係)
猟区管理規程の変更等に係る認可申請書の様式を定めることとした。
- 23 猟区管理規程記載事項変更届出書 (第23条関係)
猟区管理規程の記載事項に係る変更の届出は、猟区管理規程記載事項変更届出書を提出してしなければならないこととした。
- 24 書類の経由 (第24条関係)
法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、県外に住所又は主たる事務所を有する者を除き、住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長を経由して提出しなければならないこととした。
- 25 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。
 - (3) 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則について所要の改正を行うこととした。

規 則

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成15年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第49号

鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和54年鳥取県規則第49号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(鳥獣捕獲等許可申請書)

第2条 省令第7条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

(鳥獣捕獲等従事者証交付申請書)

第3条 省令第7条第7項の申請書は、様式第2号によるものとする。

(許可証等再交付申請書)

第4条 省令第7条第9項、第15条第5項、第20条第4項、第24条第4項、第42条第4項、第48条第5項及び第65条第9項の申請書は、様式第3号によるものとする。

2 法第21条第2項において準用する第19条第6項の規定による申請は、様式第3号の申請書を提出してしなければならない。

(許可証等亡失届出書)

第5条 省令第7条第12項及び第13項、第15条第7項、第20条第6項、第24条第6項、第42条第6項、第50条並びに第65条第10項の規定による届出は、様式第3号の届出書を提出してしなければならない。

(指定猟法許可申請書)

第6条 省令第15条第1項の申請書は、様式第4号によるものとする。

(鳥獣飼養登録申請書)

第7条 省令第20条第1項の申請書は、様式第5号によるものとする。

(鳥獣飼養登録有効期間更新申請書)

第8条 法第19条第5項の規定による申請は、様式第6号による申請書を提出してしなければならない。

(登録鳥獣譲受(引受)届出書)

第9条 省令第21条の届出書は、様式第7号によるものとする。

(販売禁止鳥獣等販売許可申請書)

第10条 省令第24条第1項の申請書は、様式第8号によるものとする。

(特別保護地区内において許可を要しない行為)

第11条 法第29条第7項ただし書の知事が定める行為は、別表に掲げる行為とする。

(特別保護地区内行為許可申請書)

第12条 省令第39条第1項の申請書は、様式第9号によるものとする。

(身分証明書)

第13条 法第31条第3項の証明書は、様式第10号によるものとする。

(銃猟制限区域内銃猟承認申請書)

第14条 省令第42条第1項の申請書は、様式第11号によるものとする。

(狩猟免許申請書)

第15条 法第41条の申請書は、様式第12号によるものとする。

(狩猟免許等記載事項変更届出書)

第16条 省令第48条第4項及び第65条第8項の届出書は、様式第13号によるものとする。

2 省令第7条第10項及び第11項、第15条第6項、第20条第5項、第24条第5項及び第42条第5項の規定による届出は、様式第13号の届出書を提出してしなければならない。

(狩猟免許更新申請書)

第17条 法第51条第1項の申請書は、様式第14号によるものとする。

(狩猟者登録申請書)

第18条 法第56条の申請書は、様式第15号によるものとする。

(狩猟者登録変更申請書)

第19条 法第61条第2項の申請書は、様式第16号によるものとする。

(網等の猟具の標識)

第20条 省令第70条第2項の標識は、様式第17号によるものとする。

(猟区狩猟管理認可申請書)

第21条 省令第72条第1項の申請書は、様式第18号によるものとする。

(猟区管理規程変更等認可申請書)

第22条 政令第3条の申請書は、様式第19号によるものとする。

(猟区管理規程記載事項変更届出書)

第23条 法第71条第2項の規定による届出は、様式第20号の届出書を提出してしなければならない。

(書類の経由)

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、県外に住所又は主たる事務所を有する者を除き、住所地又は主たる事務所の所在地を管轄する地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長を経由して提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則に規定する様式による申請書又は届出書については、当分の間、鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の相当規定に規定する様式による申請書又は届出書とみなす。

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則の一部改正)

3 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）</u>に基づく公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告等)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第7条第4項（法第12条第5項又は第14条第3項において準用する場合を含む。）</u>又は<u>法第28条第6項（法第29条第4項において準用す</u></p>	<p><u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく公聴会に関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）</u>に基づく公聴会に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公告等)</p> <p>第2条 知事は、<u>法第1条ノ3第5項又は第1条ノ5第6項（法第1条ノ6第2項、第8条ノ3条第9項及び第8条ノ8第4項において準用する場合を含む。）</u></p>

る場合を含む。)の規定により公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件(以下「公聴案件」という。)を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人(以下「公述人」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 略

の規定により公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件(以下「公聴案件」という。)を公告するとともに、意見を聴こうとする利害関係人(以下「公述人」という。)にその旨を通知しなければならない。

2 略

別表(第11条関係)

- 1 知事が指定する水面以外の水面の埋立て又は干拓で、総面積が1ヘクタール以下であるもの
- 2 単木択伐、間伐する木竹の本数が全本数の20パーセント以下である間伐又は保育のための下刈り若しくは除伐
- 3 次に掲げる工作物の設置
 - イ 住宅及びこれに附属する工作物
 - ロ ベンチ、くずかご、水槽又は墓碑
 - ハ 炭焼小屋、作業小屋又は幕舎
 - ニ 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設
 - ホ その面積が30平方メートル以内の休憩所又は停留所
 - ヘ その高さが5メートル以内の展望台
 - ト その延長が500メートル以内の歩道
 - チ その高さが3メートル以内であり、かつ、その長さが5メートル以内の公園遊戯施設
 - リ その面積が15平方メートル以内の公衆便所
 - ヌ その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内の仮設の工作物
 - ル 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物
 - ヲ その延長が500メートル以内の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物
 - ワ 自然木を利用した仮設の軽索道
 - カ 既存の工作物に附属する工作物であって、その高さが5メートル以内であり、かつ、その面積が15平方メートル以内のもの
- 4 政令第1条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為
 - イ 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置(前3号に掲げるもの及び法第29条第7項の規定による許可を受けて施行するものに限る。)を施行するために必要な行為
 - ロ 道路、鉄道、軌道又は索道の交通の安全を確保するために必要な行為
 - ハ 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川の管理又は砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域若しくは海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項に規定する海岸保全区域の通常管理行為
 - ニ 測量法(昭和24年法律第188号)第4条に規定する基本測量若しくは同法第5条に規定する公共測量又は水路業務法(昭和25年法律第102号)第6条に規定する水路測量を行うために必要な行為
 - ホ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うために必要な行為
 - ヘ 海上保安庁が行う海上における法令の励行、海難救助、海洋の汚染の防止、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務に必要な行為
 - ト 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条第1項に規定する第1種電気通信事業者がその事業の用

- に供する設備、放送法（昭和25年法律第132号）による放送の用に供する放送設備又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設の通常の管理行為
- チ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関又は大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び国立学校設置法（昭和24年法律第150号）第9条の2第1項に規定する大学共同利用機関をいう。リにおいて同じ。）の用地内において、試験研究又は教育若しくは学術研究として行う行為
- リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に通知したものに限る。）
- ヌ 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の通常の管理行為又は同法第41条第3項の規定により指定された保安施設地区における森林の造成若しくは維持に必要な行為
- ル 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これに類する行為を行うために必要な行為
- ロ 法令に基づく検査、調査その他これに類する行為を行うために必要な行為
- ワ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

様式第1号 (第2条関係)

その1 (愛がんのための飼養の目的以外の場合)

鳥 獣 捕 獲 等 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
ふりがな
氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
職業
生年月日
電話番号
記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲等又は採取等の目的	
捕獲等又は採取等の期間	
捕獲等又は採取等の区域	
捕獲等又は採取等の方法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とする場合にあっては、研究の事項及び方法	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる場所、銃猟禁止区域、銃猟制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、その場所の位置、名称及び理由 (猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、猟区の設定者の承認の有無を含む。)	
狩猟免許の種類並びに狩猟免許の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合にあっては、銃砲の所持に係る許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

注1 捕獲等又は採取等の目的欄には、「被害防止」、「学術研究」等捕獲等又は採取等をしようとする目的を記載し、被害防止の場合は、括弧書で被害作物名等を併記すること。

2 捕獲等又は採取等の区域欄には、市名又は郡名及び町村名、大字名、字名、地番等を記載すること。

3 捕獲等又は採取等の方法欄には、使用する捕獲用具の名称を記載すること。

添付書類

1 自ら飼養する以外の目的で捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、捕獲等又は採取等をしようとする事由を証する書面

2 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面

3 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をする場合にあっては、使用する捕獲用具の構造、設置方法等を示す図面

4 依頼による捕獲等又は採取等の場合にあっては、鳥獣捕獲等依頼書

(別紙)

鳥 獣 捕 獲 等 依 頼 書

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を下記により依頼します。

年 月 日

郵 便 番 号
 住 所
 依 頼 者 氏 名
 職 業
 生 年 月 日
 電 話 番 号
 記

被 依 頼 者	住 所			
	職 業			
	氏 名			
	生 年 月 日			
捕獲等又は採取等を依頼した鳥獣又は鳥類の卵の種類				
捕 獲 頭 (羽 ・ 個) 数				
区 域 又 は 場 所				
期 間				
被 害 の 状 況	被 害 時 期			
	被 害 農 作 物			
	面 積 又 は 数 量			
	被 害 見 込 額			
依 頼 し た 理 由				

注 1 区域に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第1項に規定する銃猟禁止区域若しくは銃猟制限区域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる場所又は同法第68条第12項に規定する猟区が含まれるときは、その名称を記載すること。

2 被害の状況欄は、被害の防止を目的とする場合のみ記載すること。

その2 (愛がんのための飼養を目的とする場合)

鳥 獣 捕 獲 等 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号
住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
ふ り が な
申 請 者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
職 業
生 年 月 日
電 話 番 号
記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 目 的	「愛がん飼養」
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 期 間	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 区 域	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 方 法	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる場所、銃猟禁止区域、銃猟制限区域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、その場所の位置、名称及び理由(猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、猟区の設定者の承認の有無を含む。)	
狩猟免許の種類並びに狩猟免状の番号及び交付年月日	
銃器を使用する場合にあつては、銃砲の所持に係る許可証の番号及び交付年月日	
現在同一世帯で飼養している鳥獣の種類及び数量	
過去5年以内に飼養を目的として鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量	
調査者の意見 調査者 職 氏名	

注1 捕獲等又は採取等の区域欄には、市名又は郡名及び町村名、大字名、字名、地番等を記載すること。

2 印欄は、記載しないこと。

添付書類

- 1 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 2 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等をする場合にあつては、使用する捕獲用具の構造、設置方法等を示す図面

様式第2号 (第3条関係)

鳥 獣 捕 獲 等 従 事 者 証 交 付 申 請 書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に
係る従事者証の交付を受けたいので、別紙により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

主たる事務所の所在地

申 請 者 名 称

代 表 者 の 氏 名

電 話 番 号

様式第3号 (第4条、第5条関係)

年 月 日	
許 可 証 等 再 交 付 申 請 書 許 可 証 等 亡 失 届 出 書	
職 氏 名 様	
ふ り が な 氏 名 (法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)	収入証紙はり付け欄 (消印を しないこと。)
生 年 月 日	
住 所 (法人にあっては、主 たる事務所の所在地)	郵便番号 電話番号
職 業	
<p>再交付申請</p> <p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第9項・第15条第7項・第19条第6項・第21条第2項において準用する第19条第6項・第24条第6項・第35条第8項・第46条第2項・第61条第5項の規定による再交付を受けたいので、下記により申請します。</p> <p>亡失届出</p> <p>下記のとおり亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第12項・第13項・第15条第7項・第20条第6項・第24条第6項・第42条第6項・第50条・第65条第10項の規定により届け出ます。</p>	
種 類	許可証 (鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 従事者証 指定猟法許可証 登録票 (飼養登録) 販売許可証 銃猟承認証 狩猟免状 (種類: 免許) 狩猟者登録証 狩猟者記章
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
亡 失 年 月 日	年 月 日
再交付又は亡失等の理由	

注1 不要な文字は抹消し、該当項目の にレ印を付すこと。

2 再交付申請の場合は、許可証等の種類ごとにそれぞれ申請書を提出すること。

様式第4号 (第6条関係)

指 定 獵 法 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第4項の規定による指定獵法の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
ふりがな
氏 名
職 業
生 年 月 日
電 話 番 号

記

指 定 獵 法 の 種 類	
上記獵法によらなければならない理由	
捕獲等をしようとする目的	
捕獲等をしようとする期間	
捕獲等をしようとする区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	
学術研究を目的とする場合にあっては、研究の事項及び方法	

注 捕獲等をしようとする区域欄には、市名又は郡名及び町村名、大字名、字名、地番等を記載すること。
添付書類 捕獲等をしようとする区域を明らかにした図面

様式第5号 (第7条関係)

整理番号			
鳥獣飼養登録申請書		収入証紙はり付け欄 (消印をしないこと。)	
職 氏 名 様			
年 月 日			
ふ り が な			
氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名)			
住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所 在地)	郵便番号		
	電話番号		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項の規定による鳥獣の飼養の登録を受けたいので、下記により申請します。			
記			
飼養する鳥獣の種類及び雌雄の別			
飼 養 の 目 的			
鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可証の内容	許 可 年 月 日		
	許 可 番 号		
	有 効 期 間		
備 考	捕 獲 年 月 日		
	捕 獲 場 所		

注 印欄は、記載しないこと。

様式第6号 (第8条関係)

整理番号	
鳥獣飼養登録有効期間更新申請書	
職 氏 名 様	
年 月 日	
ふ り が な 氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名)	
住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)	郵便番号 電話番号
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第5項の規定による鳥獣の飼養の登録の有効期間の更新を受けたいので、下記により申請します。	
記	
更新を受けよ うとする鳥獣 の飼養の登録 の内容	鳥獣の種類及び雌雄の別 登 録 票 の 番 号 有 効 期 間
更 新 の 目 的	

注 印欄は、記載しないこと。

様式第7号 (第9条関係)

登録鳥獣譲受 (引受) 届出書

職 氏 名 様

登録鳥獣の譲受け (引受け) をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

ふ り が な

届出者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

記

譲渡 (引渡し) をした者	住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
登録票の内容	鳥獣の種類及び雌雄の別	
	登 録 票 の 番 号	
	有 効 期 間	
譲 受 (引 受)	年 月 日	
飼 養 の 目 的		

添付書類 登録票の写し

様式第8号 (第10条関係)

販 売 禁 止 鳥 獣 等 販 売 許 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 ふ り が な
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

職 業

生 年 月 日

電 話 番 号

記

販売しようとする販売禁止鳥獣等の種類及び数量	
販売しようとする事務所等の所在地	
許可を受けようとする事由	
販売を開始しようとする年月日	

様式第9号 (第12条関係)

特別保護地区内行為許可申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の規定による特別保護地区の区域内における行為の許可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

ふりがな

申請者

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

記

行 為 の 種 類	
行 為 の 目 的	
行 為 の 場 所	
行為の場所及びその付近の状況 (木竹の伐採にあっては、伐採しようとする木竹の樹齢、樹種別本数及び材積を含む。)	
行為の施行方法 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令第1条各号に掲げる行為にあっては、その行為の方法)	
行為の着手及び完了の予定日	

添付書類 水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請の場合は、次の資料

- 1 行為の場所を明らかにした5万分の1以上の地形図
- 2 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした天然色写真その他の資料
- 3 行為の施行方法を明らかにした図面

様式第10号 (第13条関係)

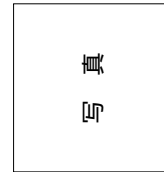
(表面)

第 号

身 分 証 明 書

この証明書を携帯する者は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第31条第1項の規定による立入りをを行う者であることを証明する。

年 月 日発行



職氏名

写 真

職 氏 名 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列6番とする。

(裏面)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 (抜すい)

(鳥獣保護区)

第28条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があるとき、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案してそれぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。

- (一) 環境大臣又は全国的な鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める区域
- (二) 都道府県知事にあっては、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため重要と認める当該都道府県内の区域であって前号の区域以外の区域

2～11 略

(特別保護区)

第29条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があるとき、その区域を特別保護地区として指定することができる。

2～6 略

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第1項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあっては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあっては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

(一)～(三) 略

(四) 前3号に掲げるもののほか、国指定特別保護地区にあっては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあっては都道府県知事がそれぞれ指定する区域内において、鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるものを行うこと。

8～10 略

(実地調査)

第31条 環境大臣又は都道府県知事は、第28条第1項又は第29条第1項若しくは第7項第4号の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、その職員に前項の規定による立ち入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第1項の規定による立ち入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

第86条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(一)～(三) 略

(四) 第31条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げた者

(五)～(十) 略

様式第11号 (第14条関係)

銃猟制限区域内銃猟承認申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第3項の規定による銃猟制限区域内における銃猟の承認を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

申請者 ふ り が な 氏 氏 名

職 業

生 年 月 日

電 話 番 号

記

銃猟をしようとする銃猟制限区域の名称		
銃猟をしようとする鳥獣の種類及び数量		
銃 猟 を し ょ う と す る 年 月 日		
狩 猟 者 登 録 証	種 類	
	登 録 番 号	

様式第12号 (第15条関係)

(表)

整理番号						収入証紙はり付け欄 (消印をしないこと。)		
狩 猟 免 許 申 請 書								
職 氏 名 様								
年 月 日								
ふりがな						収入証紙はり付け欄 (消印をしないこと。)		
氏名								
生年月日	年 月 日 生							
住所	郵便番号 電話番号							
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第39条第1項の規定による狩猟免許を受けたいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けようとする者で銃砲の所持の許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の番号及び交付年月日</p>								
網・わな猟	1 網		2 わな			収入証紙はり付け欄 (消印をしないこと。)		
第一種銃猟	3 ライフル銃	銃砲の所持に係る許可証の番号			号			
		交付年月日	年 月 日					
第一種銃猟	4 散弾銃	銃砲の所持に係る許可証の番号			号			
		交付年月日	年 月 日					
第二種銃猟	5 空気銃	銃砲の所持に係る許可証の番号			号			
		交付年月日	年 月 日					
第二種銃猟	6 ガス銃	銃砲の所持に係る許可証の番号			号			
		交付年月日	年 月 日					
免許の種類	狩猟免状の番号	試験の結果	適性検査				知識	技能
			視力	聴力	運動能力			
網・わな猟	号							
第一種銃猟	号							
第二種銃猟	号							

(裏)

(2) 他の狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日(他の狩猟免許を受けている場合に限る。)並びに同一登録年度における他の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書の提出の有無

他の免許の種類	都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年月日	他の免許の申請又は更新申請の有無
他の免許の種類	都道府県知事名	知事	狩猟免状番号	号	交付年月日	年月日	他の免許の申請又は更新申請の有無

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日及び処分の内容を記載すること。)

罰金以上の刑に処せられたことの有無	年月日	処分の内容

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び免許を取り消した都道府県知事名を記載すること。)

免許を取り消されたことの有無	年月日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
			知事

注1 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を で囲むこと。

2 (1)の銃砲の所持に係る許可証の番号及び交付年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。

3 印欄は、記載しないこと。

添付書類

1 申請者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書(当該申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可(同条第1号に係るものに限る。)を現に受けていない場合に限る。)

2 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

様式第13号 (第16条関係)

狩猟免許等記載事項変更届出書

職 氏 名 様

下記のとおり記載事項等に変更を生じたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第46条第1項・第61条第4項・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第10項・第11項・第15条第6項・第20条第5項・第24条第5項・第42条第5項の規定により届け出ます。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所

(法人にあっては、主
たる事務所の所在地)

届出者 ふ り が な
氏 名
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)

職 業

生 年 月 日

電 話 番 号

記

狩 猟 免 許 等 の 種 類	狩猟免許(種類： 免許) 許可証(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等) 登録票(飼養登録) 販売許可証	狩猟者登録証 指定猟法許可証 銃猟承認証
番 号		
交 付 年 月 日	年 月 日	
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項		
変 更 前		
変 更 後		
変 更 の 理 由		

注 不要な文字は抹消し、該当項目の にレ印を付すこと。

様式第14号 (第17条関係)

(表)

整理番号						
狩 獵 免 許 更 新 申 請 書					収入証紙はり付け欄 (消印をしないこと。)	
職 氏 名 様						
年 月 日						
ふりがな						
氏 名						
生年月日					年 月 日 生	
住 所	郵便番号					
	電話番号					
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定による狩猟免許の有効期間の更新を受けたいので、下記により申請します。						
記						
(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の更新を受けようとする者で銃砲の所持の許可を受けている場合は、当該許可に係る許可証の番号及び交付年月日						
網・わな猟	1 網		2 わな			
第一種銃猟	3 ライフル銃	銃砲の所持に係る許可証の番号		号		
		交付年月日		年 月 日		
	4 散弾銃	銃砲の所持に係る許可証の番号		号		
		交付年月日		年 月 日		
第二種銃猟	5 空気銃	銃砲の所持に係る許可証の番号		号		
		交付年月日		年 月 日		
	6 ガス銃	銃砲の所持に係る許可証の番号		号		
		交付年月日		年 月 日		
免許の種類	狩猟免状番号	狩猟免状交付年月日	講習会	適性試験の結果		
				視力	聴力	運動能力
網・わな猟	号	年 月 日				
第一種銃猟	号	年 月 日				
第二種銃猟	号	年 月 日				

(裏)

(2) 更新を受けようとする狩猟免許

免許の種類	狩猟免許を与えた都道府県知事名	狩猟免許番号	狩猟免許交付年月日
網・わな 猟	知事	号	年 月 日
第一種 銃 猟	知事	号	年 月 日
第二種 銃 猟	知事	号	年 月 日

(3) 同一登録年度において他の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免許の番号及び交付年月日

他の免許の種類	都道府県知事名	知事	狩猟免許番号	号	交付年月日	年 月 日
他の免許の種類	都道府県知事名	知事	狩猟免許番号	号	交付年月日	年 月 日

注1 (1)は、狩猟免許の種類及び該当番号を で囲むこと。

2 (1)の銃砲の所持に係る許可証の番号及び交付年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。

3 印欄は、記載しないこと。

添付書類

- 申請者が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書（当該申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の許可（同条第1号に係るものに限る。）を現に受けていない場合に限る。）
- 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

様式第15号 (第18条関係)

(表)

				登録番号			
				狩猟免許			
				損害の賠償			
整理番号				放鳥獣猟区の区域の登録の有無			
狩 猟 者 登 録 申 請 書						写 真 は り 付 け 欄	
職 氏 名 様							
年 月 日							
ふりがな						収 入 証 紙 は り 付 け 欄 (消印をしないこと。)	
氏 名							
生 年 月 日	年 月 日 生						
住 所	郵便番号 電話番号						
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第55条第1項の規定による登録を受けたいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類、使用しようとする猟具の種類、免許を与えた都道府県知事名並びに狩猟免許の番号及び交付年月日</p>							
網・わな猟	1 網 2 わ な	都道府県 知事名	知事	狩猟免許 の番号		交 付 年月日	年 月 日
第一種銃猟	3 ライフル銃 4 散 弾 銃	都道府県 知事名	知事	狩猟免許 の番号		交 付 年月日	年 月 日
第二種銃猟	5 空 気 銃 6 ガ ス 銃	都道府県 知事名	知事	狩猟免許 の番号		交 付 年月日	年 月 日

(裏)

(2) 狩猟をする場所					
1 県下全域			2 放鳥獣猟区の区域のみ		
(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第2項の規定により狩猟免許の効力を停止されたことの有無(ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記載し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無		停止の期間		年 月 日から 年 月 日まで	
(4) 銃砲の所持に係る許可番号及び許可年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許に係る登録を受けようとする場合)					
第一種銃猟	ライフル銃	銃砲の所持に係る許可証の番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	散 弾 銃	銃砲の所持に係る許可証の番号	第 号	交付年月日	年 月 日
第二種銃猟	空 気 銃	銃砲の所持に係る許可証の番号	第 号	交付年月日	年 月 日
	ガ ス 銃	銃砲の所持に係る許可証の番号	第 号	交付年月日	年 月 日
(5) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に関する要件に関する事項					
共済事業の被共済者である場合	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被共済期間	
損害保険契約の被保険者である場合	保険会社名	対 象 損 害	保 険 金 額	被保険期間	
資産保有がある場合	内容				
(6) 職 業 <input type="text"/>					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者					
4 販売従事者 5 農林業作業者 6 漁業作業者 7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者					
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業 14 無職					
注1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 (1)は狩猟免許の種類及び該当番号を、(2)は該当番号を で囲むこと。					
3 (4)の銃砲の所持に係る許可証の番号及び交付年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。					
4 (6)は、職業を具体的に記載するとともに、職業分類の該当番号を で囲むこと。					
5 印欄は、記載しないこと。					
添付書類					
1 (5)の要件を申請者が備えていることを証する書面					
2 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚					

様式第16号 (第19条関係)

狩 獵 者 登 録 変 更 申 請 書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第1項の規定による狩猟者登録の変更を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵便番号

住 所

申請者 ふりがな
氏 名

職 業

生 年 月 日

電 話 番 号

記

変更をしようとする狩猟者登録証の番号及び交付年月日		番 号	第 号
		交付年月日	年 月 日
狩 獵 免 許 の 種 類	変 更 前	免 許	
	変 更 後	免 許	
狩 獵 を す る 場 所	変 更 前	1 県下全域	2 放鳥獣猟区
	変 更 後	1 県下全域	2 放鳥獣猟区
変 更 予 定 年 月 日			
変 更 の 理 由			

注 狩猟をする場所欄は、該当番号を で囲むこと。

添付書類 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚

様式第17号 (第20条関係)

網 等 の 獵 具 の 標 識

← 10センチメートル以上 →

住				登録	
所				年度	
氏		登録都 道府県		登録	
名		知事名		番号	

↑
2.5センチメートル
以上
↓

注 金属製又はプラスチック製とし、1文字の大きさは、縦横それぞれ1.0センチメートル以上の文字で記載すること。

様式第18号 (第21条関係)

(表)

獵 区 狩 獵 管 理 認 可 申 請 書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩獵の適正化に関する法律第68条第1項の規定による獵区における狩獵の管理についての認可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号

住 所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者 ふ り が な 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電 話 番 号

記

1 獵 区 の 名 称								
2 獵区予定区域内の土地の地目別面積及び水面の面積	山 林			原 野	耕 地	そ の 他	水 面	合 計
	国 有 林	公 有 林	私 有 林					
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
3 獵区予定区域内の鳥獣生息状況								
4 獵区の維持管理の事務委託内容(委託する場合に限る。)								
5 狩獵鳥獣の保護施設の設置計画	区 分	給 水 施 設	給 餌 施 設		営 巢、 避 難 及 び 採 餌 に 必 要 な 森 林 及 び 草 原			
	当 初 年 度							
	次 年 度							
6 狩獵鳥獣の人工増殖計画	区 分	対 象 種	増 殖 施 設 の 規 模		繁 殖 親 の 数	育 成 子 の 計 画 数		
	当 初 年 度		m ²		羽・頭	羽・頭		
	次 年 度		m ²		羽・頭	羽・頭		
7 狩獵鳥獣の放鳥獣計画	区 分	放 鳥 獣 対 象 種	放 鳥 獣 数	放 鳥 獣 の 方 法	放 鳥 獣 の 場 所	放 鳥 獣 の 入 手 相 手 方 の 氏 名 又 は 名 称		
	当 初 年 度		羽・頭					
	次 年 度		羽・頭					

(裏)

8 当初年度の1狩 猟期間(捕獲等をする期間が定められているときは、その期間)の月別入猟者及び捕獲等をされる鳥獣の見込数	月	入 猟 見 込 数			捕 獲 等 の 見 込 数			
		網・わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	キジ	ヤマドリ	コジュケイ	
	10	人	人	人	羽	羽	羽	
	11							
	12							
	1							
	2							
	3							
	4							
	計							
9 猟区運営に従事する者	区 分	氏 名	年 齢	狩猟経験年数	狩猟鳥獣増殖従事年数	猟区運営に必要な能力に関する事項		
	猟区管理者							
	主 任							
	巡 視 員							
	事 務 員							
10 猟区運営に必要な資金計画								
11 猟区の存続期間								

注 国及び地方公共団体は、9及び10の記載は不要である。

添付書類

- 1 猟区管理規程
- 2 猟区の区域及び位置を示す2万5,000分の1以上の図面
- 3 猟区内の土地に関し登記した権利を有する者の同意書
- 4 猟区設定に関する予算書

様式第19号 (第22条関係)

猟区管理規程変更等許可申請書

職 氏 名 様

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第71条第1項の規定による猟区管理規程の変更(猟区の廃止)の認可を受けたいので、下記により申請します。

年 月 日

郵 便 番 号
住 所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
ふ り が な
申 請 者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電 話 番 号

記

猟区管理規程の変更の内容 (猟区管理規程を変更する場合のみ)	
変更(猟区の廃止)の理由	

様式第20号 (第23条関係)

猟区管理規程軽微事項変更届出書

職 氏 名 様

下記のとおり軽微な事項を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第71条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

届出者 郵便番号
住 所
(法人にあっては、主
たる事務所の所在地)
ふ り が な
氏 名
(法人にあっては、名
称及び代表者の氏名)
職 業
生 年 月 日
電 話 番 号

記

変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 の 理 由	

告 示

鳥取県告示第251号

昭和55年鳥取県告示第750号（鳥取県税条例第158条第1項に規定する関係書類の様式について）の一部を次のように改正する。

平成15年4月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前					
狩 獵 者 登 録 税 入 獵 税 納 付 書				狩 獵 者 登 録 税 入 獵 税 納 付 書					
年 月 日				年 月 日					
職 氏 名 様 下記のとおり納付します。				職 氏 名 様 下記のとおり納付します。					
住 所 氏 名				住 所 氏 名					
狩獵者等 録 番 号				狩獵者等 録 番 号					
狩獵免 許種類	網・一・二	登録の 区 分	1 放鳥獣獵区のみに 係る登録 2 1の登録を受けて いる者が受ける県下 全域に係る登録 3 1及び2以外の登 録	狩獵免 許種類	甲・乙・丙	登録の 区 分	1 放鳥獣獵区のみに 係る登録 2 1の登録を受けて いる者が受ける県下 全域に係る登録 3 1及び2以外の登 録		
納付すべ き 税 額	税率適用区分		税 目	税 額	納付すべ き 税 額	税率適用区分		税 目	税 額
	1 網・わな獵免許又は は第一種銃獵免許に 係る狩獵者の登録を 受ける者で、次の2 に規定する者以外の もの		狩獵者 登録税 入獵税 計			1 甲種狩獵免許又は 乙種狩獵免許に係る 狩獵者の登録を受け る者で、次の2に規 定する者以外のもの		狩獵者 登録税 入獵税 計	
2 網・わな獵免許又は は第一種銃獵免許に 係る狩獵者の登録を 受ける者で、当該年 度の県民税の所得割 額を納付することを		狩獵者 登録税 入獵税 計			2 甲種狩獵免許又は 乙種狩獵免許に係る 狩獵者の登録を受け る者で、当該年度の 県民税の所得割額を 納付することを要し		狩獵者 登録税 入獵税 計		

	要しないものうち、 地方税法第23条第1 項第7号に規定する 控除対象配偶者又は 同項第8号に規定す る扶養親族に該当す る者（農業、水産業 又は林業に従事して いる者を除く。）以 外の者				しないものうち、 地方税法第23条第1 項第7号に規定する 控除対象配偶者又は 同項第8号に規定す る扶養親族に該当す る者（農業、水産業 又は林業に従事して いる者を除く。）以 外の者		
	3 第二種銃猟免許に 係る狩猟者の登録を 受ける者	狩猟者 登録税 入猟税 計			3 丙種狩猟免許に係 る狩猟者の登録を受 ける者	狩猟者 登録税 入猟税 計	
略				略			